

## ○ 大会等に伴う各種申請

### (1) 公園内行為許可について

栃木県都市公園条例第3条に基づき、運動施設の利用にあたり制限される行為があります。以下がこれに該当する。

- ・ 大会プログラム・大会記念品等の物品販売
- ・ テレビ放映目的、業としての写真撮影並びに録画
- ・ 園路で行う持久走大会・ウォークラリー等の催し（ドローン撮影を含む）
- ・ 運動施設内での大会にかかわる広告・宣伝物の掲示
- ・ 花火（その他火気を使用することを含む）、放鳩、アドバルーン等

※ ドローン撮影は有料運動施設の敷地内のみ実施可能です。ご希望の際には利用予定日の1か月前までにお問い合わせください。

次の表にある行為を行う場合は各管理事務所に相談のうえ、当該大会の15日前までに「公園内行為許可申請書」及び「開催要項」を提出してください。内容を審査したうえで、許可の可否が決定されます。

行 為	単 位	金 額
物 品 販 売	1 日	790 円
業としての写真撮影	1 日	660 円
業としての動画撮影	1 日	7,970 円
興 業	1 m <sup>2</sup> ・1日につき	14 円
展 示 会 等	1 m <sup>2</sup> ・1日につき	7 円
広告物の掲示	表示面積 1 m <sup>2</sup> ・1日につき	1,900 円

※興業及び展示会等の行為を行う場合で許可に係る期間が1月に満たないときの使用料は、この表により算定した額に100分の110を乗じた額となります。

(例) 展示会等により9m<sup>2</sup>の面積を3日間使用する場合

$$9 \text{ m}^2 \times 7 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} \times 1.1 = 207.9 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満の端数切り捨て)} = 207 \text{ 円}$$

#### 【申請の流れ】

申請者	申込み ※15日前までに提出
-----	-------------------

↓

北・中央エリア管理事務所 中央エリア管理事務所 武道館管理事務所	受付・内容の確認
--	----------

↓

栃木県スポーツ振興課	審査
------------	----

↓納入通知書・公園内行為許可書 発行・送付

申請者	受領・料金納入
-----	---------

【公園内行為許可申請書 PDF データ】



## (2) 施設利用料について

- ① 各エリアには以下の施設があります。

北 エ リ ア：カンセキスタジアムとちぎ（陸上競技場兼サッカー場、トレーニング室、会議室1～10、ラウンジ1～5、マロニエラウンジ）

多目的広場（投てき場、クレイグラウンド、レストハウス会議室）

中 央 エ リ ア：第2陸上競技場（陸上競技場、会議室）

エイジェックスタジアム（本球場、会議室）

野球場（A・B・C）、ウォームアップ場

テニスコート（1番～16番コート、テニスコート会議室）

サッカー・ラグビー場（兼用A・B・C、クラブハウス会議室）

相撲場

合 宿 所：宿泊室【8名】（12部屋）、指導者宿泊室【2名】（2部屋）、

多目的客室【1名】（1部屋）、会議室1・2

武 道 館：第一道場、第二道場、近的弓道場、遠的弓道場、

会議室1～4、師範室1・2、控室、役員控室

医科学センター：医科学センター

- ② 利用料金は、次のページに記載されている「料金表」のとおりです。

・北エリア([カンセキスタジアム・投てき場](#)) ・[中央エリア](#) ・[武道館](#) ・[医科学センター](#)

- ③ 利用料の減免は、栃木県体育施設設置及び管理条例第11条に基づき、行われます。減免の申請をする場合は各管理事務所に相談のうえ、当該大会の15日前までに利用料減免申請書を提出してください。内容を審査したうえで、減免の可否を決定します。

- ④ 障害者の利用料減免について

ア 障害者（障害者手帳「身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳」所持者、特定医療費「指定難病」受給者証所持者、小児慢性特定疾病医療受給者証、及び障害福祉サービス受給者証所持者）、第1種障害者1名につき1名の介助者、及び障害者団体は、利用料金が減免されません。

イ 普通利用の場合は全額免除、専用利用の場合は半額を免除した額となります（10円未満の端数がある場合は、切り捨てとします）。なお、附属設備及び器具の利用料金については、対象外です。

ウ 普通利用の場合は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証・障害福祉サービス受給者証またはミライロIDの提示が必要となります。

エ 専用利用の場合は、手帳保持者が1/2以上であるという要件を満たしていることを確認するため、利用許可申請書に障害者番号または受給者番号が記載された利用者名簿を添付していただきます。

オ とちぎスポーツ医科学センターは、対象外となります。

## (3) 公園内における車両の通行について

栃木県総合運動公園北・中央エリア内の園路は車両の通行が原則禁止です。公園の各有料駐車場をご利用ください。ただし、次の場合に限り利用者からの申請により、車両の通行を許可します。

- ① 事前に管理事務所で通行許可証を発行するもの

ア 大会関係「大会用通行許可証」

大会等の開催にあたり、運営上必要と認めた団体に、4枚まで（武道館については、来客を含め7枚まで）発行します。

イ 合宿所の利用者「合宿用通行許可証」

1 団体あたり、4 枚まで発行します。

ウ 指定管理者主催のスポーツ教室等の講師「講師用通行許可証」

講師 1 名につき 1 枚発行します。

エ 報道機関「報道用通行許可証」

大規模大会等で一定期間にわたり、継続的に通行を要する場合は、事前申請により期間内有効の通行許可証を発行します。

② 大会等当日に北門守衛所で通行許可証（当日限り）を発行するもの

ア 大会運営に必要な物品等を搬出入する業者等は、事前の打ち合わせで主催者から申告があれば、守衛所にて通行許可証を発行します。

イ 報道機関には、北門守衛所に名刺等の提示があれば通行許可証を発行します。なお、大規模大会等で継続的に通行を要する場合は、上記①エのとおりとします。

ウ 園内行為許可があり、物品搬入等で必要と認められる場合は通行許可証を発行します。ただし、搬入出時のみとし園内常駐はできません。

③ その他、北門守衛所で通行許可証（当日限り）を発行するもの

ア 障害者手帳等の提示により通行許可証を発行します。

イ 歩行困難な方を乗車させている福祉施設等の送迎車は事前連絡により、通行許可証を発行します。

ウ その他、園内に用務のある業者、団体等の車両。

④ 公園内車両通行の注意事項

ア 車両の入退園は北門守衛所の業務時間内（7：30～17：00）にお願いします。

イ 車両の退園が 17：00 以降となる場合は、南門自動ゲートからお願いします。

ウ 公園内の走行は歩行者優先とし、速度 15km/h 以下で徐行してください。

エ 走行時はハザードランプをつけてください。

オ 園内では、通行許可証をダッシュボード上に掲示してください。

カ 通行許可証の返却について、有効期日内（大会最終日等）に、北門守衛所に返却してください（17：00 以降退園の場合は南門返却ポスト）。

キ 車両の駐車は、必ず次の園内駐車場とし、園路等に駐車しないでください。

エイジェックスタジアム（本球場）北側（24 台）、武道館北側（27 台）、

第 2 陸上競技場前（11 台）

（4） 県の要請に基づく選挙横断幕等の設置について

- ・ 県の要請により、施設に選挙横断幕等を設置する場合があります。その際、施設利用者は当該広告物を移動したり非表示としたりすることはできません。予めご承知おきください。